

那須塩原市農業委員会

第2回総会議事録

令和2年8月25日(火)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和2年8月25日(火) 午後1時30分～ 午後3時00分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	〃	14	松本 忠太
〃	4	松本 誠治	〃	15	室井 孝美
〃	5	金田 廣衛	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥
〃	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：1名（6番 木下 久雄 委員）

5. 議事録署名人の指名：1番 石崎 清 委員、2番 加藤 拓央 委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 8) 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて
- 9) 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 10) 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 11) 議案第11号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第2回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、木下久雄委員より欠席する旨の届け出を受けております。
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。なお、議席番号20番 竹村文祥委員から、議案第3号1番の審議については、退席をするとの申し出がありましたので、会議進行中に一時退室し、該当審議終了後に入室することを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号1番 石崎清委員と、議席番号2番 加藤拓央委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。

番号1番及び2番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第1号、番号1番について調査班を代表して報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする、農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出内容は議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約10メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前11時35分頃に行いました。

競売地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

競売への参加目的は、一般住宅です。

事業計画は、競売地にすでに住宅敷地の一部として利用されており、願い出人は落札後、住宅をリフォームした上で売却したいとのこと。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。

議案第1号、番号2番について調査班を代表して報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出内容は議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約10メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前11時40分頃に行いました。

競売地は、都市計画法上の準工業地域であるため、立地基準上問題ありません。

競売への参加目的は、貸駐車場です。

事業計画は、競売地にすでに貸駐車場の一部として利用されており、願い出人は落札後、その

まま貸駐車場として利用したいとのことです。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はな
いと判断しました。

地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

願い出人が落札した際の農地法第5条許可申請は、農業委員会の会長が証明交付時と事情が異
なっていると認めた場合を除き、許可となります。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第2号、番号1番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より東へ約1キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、約4ヘクタールの水稻を本人と長男夫婦で経営しています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項
各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎委員 議案第2号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より南へ約1キロメートルに位置しています。

議受人の経営状況は、約4.1ヘクタールの借地を含め、15ヘクタールの農地を耕作して酪農を営んでおります。現在成牛70頭、育成牛30頭を飼養しております。

申請地の耕作予定は、1,452平方メートル全て飼料作物を作付する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員 議案第2号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市二区町、三区町、四区町に位置しています。

議受人の経営状況は、農業経営は初めてのことで、譲渡人のトラクター他、農業機械を借りて農作業をするとのこと。

申請地の耕作予定は、全部で14筆ございますが、現状を維持するとのこと。

また今回の申請において、一部公社を通して賃貸している農地の契約を途中解約しての申請となっており、その点につきましては、後程事務局より補足をお願いしたいと思います。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

事務局 事務局から補足いたします。

先ほど金田委員より報告がありましたように、譲受人とは別の農家2名と利用権設定を結び、貸付中ということになっておりましたが、この場合、譲受人が耕作可能となる時期が、許可申請から一年以上先となる場合は、所有権の取得を認めないことが適当であるということが農地法関係事務に係る処理基準で書かれております。

そのため、現在の利用権設定については、貸付人と譲受人連名で農業公社へ農地貸借解約書を提出して、申請から一年未満の日付である今年の年末に農地を引き渡すとする記載がされている解約書を既に提出されておりますので、問題ないかと思われます。

事務局の方からは以上です。

議長 金田委員、事務局の方から報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

三本木直人委員 聞き間違いかどうかわかりませんが、金田委員が全部で14筆と報告していたのですが、こちらは15筆と書いてあるのですが。

事務局 冒頭でご説明をいたしました訂正の部分でございまして、15筆43,707平方メートルが

14筆43, 625平方メートルということで、申請人からの依頼よっての訂正となっております。よろしくお願ひします。

議長 他に、質疑、ご意見はござひますか。

石崎清委員 事務局に確認なのですが、これだけの土地を売買するという場合、公社が入って斡旋等の優遇税制を使っているのかどうかお聞きしたいです。

事務局 そういった優遇の制度を使っているというのは、聞いておりませんのでないかと思われまひます。

議長 他に、質疑、ご意見はござひますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ござひませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決まひました。

番号4番について、松本忠太委員の報告を求めまひます。

松本忠太委員 議案第2号、番号4番について調査結果を報告しまひます。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、8月17日、午後6時10分頃、申請地で譲受人から行ひました。

申請地は、JA西那須野支店から西へ約300メートルに位置してまひます。

譲渡人とは妻のおじにあたひます。

売買する理由としては、譲渡人は事業をしたいとのことでした。

譲受人におかれまひしては、規模拡大して経営の安定を図るために申請に至りまひました。

譲受人の経営状況は、水稲294アール、牧草63アール、自家野菜8アールを作付し、和牛10頭、トラクター、田植え機、コンバイン等を保有してまひます。

申請地の耕作予定は、飼料作物で背丈の低い種類のイタリアンライグラスを作付するとのことでした。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたひました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しまひましたので、委員各位のご審議をお願いし調査報告を終わひます。

議長 報告が終わりまひました。

番号4番について、質疑、ご意見はござひますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ござひませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決まひました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたひまひます。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めまひます。

金田廣衛委員 議案第3号、番号1番について報告しまひます。

農地に一般住宅を建築してしまひたことに対する追認申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市一区町自治公民館より東へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前11時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築にあたるため、立地基準上問題はありません。

申請に至った経緯は、申請地は平成22年に父より相続した土地ですが、この度自己所有地の調査及び測量を行ったところ、申請地が農地であったことが判明したため、現況のとおり分筆登記を行い今回の申請に至りました。

昭和50年に自宅を建築した当初より、申請地を宅地として利用し、45年経過しております。また、転用面積の上限は、既に建物が建築済であるために該当しないとの判断です。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容です。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清委員 議案第4号、番号1番について報告します。

農地転用許可を取り消す願い出です。

願い出内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、JR那須塩原駅より南西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前9時40分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を貸駐車場とするため、令和2年3月25日付で、5条許可を取得し着手する予定でしたが、貸し出す予定であった隣接地の工場が規模拡張を見合わせたため、許可を取り消したいとのことでした。

現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取消は可能であると判断いたしました。

地元調査員、調査班ともに、取消相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については取消を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清委員

議案第5号、番号1番について報告します。

申請人は、平成17年9月に農地転用許可を取得しましたが、事業が完了とならず許可を受ける期間を延長するための事業計画変更申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須疎水西岩崎取入口より南へ500メートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前11時5分頃に行いました。

変更の理由は、当初転用許可後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物搬入時の展開検査について指導を受け、当初計画通りの処分ができず、また、新型コロナウイルスの影響により、廃棄物の処分量も減少していたため本申請に至りました。

現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに変更相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第6号、番号1番について報告します。

売買により、建売住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約170メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午後12時20分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題はありません。

申請に至った経緯は、譲受人は、那須塩原市を中心に不動産の販売を行っておりますが、現在在庫が少なく、今後のために土地を探していたところ、申請地が譲渡していただけることから、今回の申請となりました。

事業計画は、申請地に8棟の建売住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて雨水浸透処理施設にて処理します。

コンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告

を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員 議案第6号、番号2番について報告します。

賃借により、砂利採取を行うための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前10時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、当該地は、那須野が原扇状地扇頂部に位置し砂利層が多く、農業用機械の摩耗が著しく、土地を改良するために行いたいということです。

事業計画は1年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲には防護柵を設置し、事故の発生を未然に防止します。

法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで周辺地崩落などの被害を防止します。

埋め戻しは、自然地山からの発生土砂及び、自社の還元土砂にて行います。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第6号、番号3番について報告します。

売買により、宅地分譲を行うための申請です。

申請内容は議案書記載の通りです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前11時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は用途地域に指定され、近隣にはスーパー、病院、学校等もあり

住環境の優れた土地であるので、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に9区画の宅地を造成する内容となっております。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内にて雨水浸透処理施設にて処理します。

L型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第6号、番号4番について報告します。

売買により、建売住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載の通りです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より北へ約450メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午後12時10分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は、付近の道路も整備され、商業施設も近く通勤、通学に便利な土地であるため、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に16棟の建売住宅を建築する内容となっております。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内にて雨水浸透処理施設にて処理します。

コンクリート擁壁及びフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清委員 議案第6号、番号5番について報告します。

賃借により、産業廃棄物最終処分場として利用するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、議案第6号、番号1番と同一の敷地内になります。

現地調査は、8月20日、午前11時5分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。
申請に至った経緯は、当初計画では工区の境の二期、三期の法面の普通土砂の部分を産業廃棄物で埋め立てる計画をし、今回の申請に至りました。
事業計画は、三年間の賃借権により申請地において産業廃棄物を埋め立てた後、農地に復元する計画です。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員 議案第6号、番号6番について報告します。

売買により、宅地分譲を行うための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前9時55分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、通勤、通学共にどちらも便利な土地であり、駅周辺は商業施設も充実しており、一般住宅としての需要が見込まれると考え、宅地分譲を計画しました。

事業計画は、申請地に5区画の宅地を造成する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番に入りますが、松本誠治委員と関連がありますので、退室を求めます。

松本誠治委員 (退室)

議長 番号7番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員 議案第6号、番号7番について報告します。

賃借により、保育園を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東原小学校より南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前11時40分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地周辺には団地、住宅街があり、市の中心部に近くアクセスしやすい場所で、保育園新設にあたり高いニーズが期待されると思い、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に保育園を建築し、運動場や16台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

松本忠太委員 議案書の件なのですが、転用の目的が保育園で、賃借。これを見ると6か月ということで、この6か月が終わったら保育園は返納するのでしょうか。

事務局 この6か月の事業期間ですが、これは保育園を建築するための期間が6か月ということで、その後は、5条の許可になりますので、賃借はその後も続くということになります。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

松本誠治委員の入室をお願いします。

松本誠治委員 (入室)

議長 松本誠治委員に報告します。

番号7番について許可することに決しました。よろしくをお願いします。

番号8番及び9番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第6号、番号8番について報告します。

売買により、営業所を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北北西へ約1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前9時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の準工業地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、業務の拡張による営業所の確保が必要になったため、東北道からも近く、利便性が良い土地であることから転用申請に至りました。

事業計画は、申請地に事務所1棟を建築し、大型車44台分と普通車36台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第6号、番号9番について報告します。

売買により、既存敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、狩野公民館より南西へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前11時55分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での工場敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、業務拡張のため隣接地であることから、今回の申請に至りました。

事業計画は、隣接地と併せて申請地に医療機器洗浄棟を建築する内容となっています。

上水道は、市の施設を利用し、汚水の排出はありません。

雨水は、敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

L型擁壁やフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員 議案第6号、番号10番について報告します。

売買により、既存敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より西へ1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前10時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での住宅敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、平成16年に自宅が焼失し建て直した際、建物の生垣等が育ち、隣接農地にはみ出していたことが判明したため、本申請に至ったものです。

今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張する計画です。

上水道は、市の施設を利用し、汚水は浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

L型擁壁やフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

番号11番、12番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員 議案第6号、番号11番について報告します。

使用貸借により、仮設の現場事務所を設置するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市高林公民館より南西へ約50メートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前10時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、市内箭坪及び百村の建設中の太陽光発電所の工事に関し、共に百村の現場事務所及び職員の駐車場は設置済であるが、今後の工事の進捗状況に伴い同様の施設が必要となるため、最適と考えられる当該農地を申請するものです。

事業計画は、3年間の使用貸借により申請地と隣接地に仮設の現場事務所3棟と30台分の仮設駐車場を設置する計画です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第6号、番号12番について報告します。

賃借により、仮設の駐車場を設置するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林中学校より南西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前10時20分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、市内箭坪に建設中の太陽光発電所の工事に関し作業員用の駐車場が必要

となったため検討した結果、工事現場に近く必要なスペースも確保できることから、当該地を申請するものです。

事業計画は、3年間の賃借により申請地に79台分の仮設駐車場を設置する計画です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

三本木直人委員 事業面積の単位がわからないのですが。それと絡めて、下の方は基準面積が入ってないですし、工事期間が微妙にずれているのですが。この点につきまして内容をお聞かせ願いたいです。

事務局 面積の関係ですが、番号11番の方に関しましては、事業面積が3,035,847平方メートルということで、この中に今回の転用面積であります2,462平方メートルを含んでいるということで、事業全体の中に農地以外のものがあるので、こういう表記の仕方になっております。

12番につきましては、事業が農地1筆2,563平方メートルという事業なものですから、ここに事業面積という形で載っていないということになっております。

期間については、申請書で確認しますと、実際議案書に記載のとおり同じ期間ではなくて、こちらの記載の通りの期間で申請がなされております。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

番号13番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連節男委員 議案第6号、番号13番について報告します。

使用賃借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約1.8キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前11時35分頃に行いました。

申請に至った経緯は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築にあたるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、借受人がアパートでの生活が手狭になったため、現住居近くの土地を使

用貸借により住宅を建築するための申請です。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

既存のフェンスや植栽により、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号13番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)」を議題といたします。

番号1番及び2番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連節男委員 議案第7号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、黒磯市文化会館より南東へ500メートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前9時5分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、那須野農業協同組合黒磯総合センターの建設計画。旧黒磯地区の各支店を統合する計画において、現施設が借地であり敷地の拡大が必要なことから、隣接地権者と協議をしましたが、合意に至りませんでした。この総合センターは旧黒磯地区の5店舗を統廃合するだけでなく、営農経済センター機能を併せ持つため組合員の利便性が向上する計画となっております。そのため新たな用地が必要になったための申請です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域にあるので、第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議案第7号、番号2番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月20日、午前9時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人が役員を務める会社の駐車場は借地のため、返却することになったため、今回自宅に隣接する農地を駐車場用地として整備し会社に賃貸するための申請です。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか、

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号3番及び4番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員 議案第7号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前12時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出地は整備された市道に面しており、デパート、大型家電量販店、スーパーマーケットなど商業施設も比較的近くに立地し、2キロメートル以内には、小、中、高もあり旧西那須野、大田原市街地も3キロメートル圏内にあり、住宅地も多い地域ですので、顧客獲得が十分可能な場所なので、今回の申出地の貸店舗用地開発事業を計画しました。

申出地は、水道管、下水道管が埋設されている沿道での区域であり、かつ、申出地から概ね500メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設等がある区域であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議案第7号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市一区公民館より北へ約400メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前10時50分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出地周辺は、大田原、旧西那須野市街地に近く、野崎工業団地、

矢板市へのアクセスも良く、保育園、小学校も近いなど住環境が良好で顧客からの問い合わせも多いことから、本申請に至りました。

申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号5番及び6番について、菊池寿行委員の報告を求めます。

菊池寿行委員 議案第7号、番号5番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、国道4号線二区町交差点より西へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前10時10分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出地に隣接する工場において、平成24年、28年、令和2年と、年々作業量が増え、製品出荷時における大型車の駐車スペースや従業員用の駐車場が不足している現状から、今回の申請に至りました。

申出地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での工場敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議案第7号、番号6番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、国道4号線二区町交差点より北東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前10時20分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、国道4号線の拡幅工事に伴い、駐車スペースが大幅に減ることで、

同等の面積を確保したいとのことから今回の申請に至りました。

申出地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での工場敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員 議案第7号、番号7番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、上横林公民館より西南へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、8月21日、午前9時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申出者は子供が生まれることもあり、一般住宅の建築を計画、実家の敷地内には建設用地の確保ができないため他の土地を探し、候補地の中から将来的な農業経営と生活基盤等を検討して、申出地が最適な土地との結論となり今回の申請となりました。

申出地は周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号8番について、事務局の報告を求めます。

事務局	<p>議案第7号番号8番についてご説明いたします。</p> <p>農業振興地域整備計画に不適切な農用地編入があったとして、その是正を目的とした計画変更にあたり、市長より農業委員会の意見を求められたものでございます。</p> <p>本件は農振法施行時に農用地とされましたが、現在の土地所有者より農地利用の実態は無く農地とした経緯は無いとの申出があったことから調査が行われ農用地から除外することが適当であると判断したとのことでございます。</p> <p>農振法施行時の文書は台帳以外が廃棄されているため編入の詳しい経緯は確認できませんでしたが、法施行時は申出があれば状況を問わず非農地も農用地としていたため、当該農地も編入されたと推測されます。</p> <p>その後、この運用を改め、農地利用の実態が無い土地は極力農用地としないこととし、編入後も非農地状態が継続している農用地は計画見直しの際に除外をしているとのことです。</p> <p>現況及び添付資料から先にご説明いたしましたとおりの経緯で非農地が編入されたと推測でき、更に計画見直し時の除外からも漏れていたことが確認出来たとのことでございます。</p> <p>したがって、変更相当とする意見として問題はないと思われま。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号8番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、事務局の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号8番については変更相当として市長へ回答いたします。</p> <p>次に、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>調査報告の前に、納税猶予制度について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
松本誠治委員	<p>番号1番について、松本誠治委員の報告を求めます。</p> <p>議案第8号、番号1番について調査結果を報告します。</p> <p>相続税の納税猶予の制度の適用に関し、適格者証明願いがあったものです。</p> <p>願い出の内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、那須塩原市役所より、北西へ約600メートルの所に位置しています。</p> <p>調査は、8月11日、午後3時30分頃、相続人と申請地で行いました。</p> <p>相続税の納税猶予の特例を受けるにあたっての要件があるので、それを報告します。</p> <p>① 被相続人の要件として、「死亡の日まで農業を営んでいた人」について、ここでいう「農業を営む」とは、耕作を反復かつ継続的に行うことをいい、農業の事業主となっているかは問われていないことをふまえ、被相続人が死亡の日まで耕作を反復かつ継続的におこなっていた事実を調査により確認しました。</p> <p>② 相続人の要件として、「相続人の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続きの農業経営を行うと認められる人」について、被相続人の死亡日は令和2年1月6日であり、相続税の申告書の提出期限は、10か月後の令和2年11月5日です。相続人は平成23年12月19日から農業経営を開始し現在に至っており、今後も引き続き農業に従事</p>

することは確実と思われま

- ③ 特例農地等の要件として、被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割されたものについても、調査及び申請書類から、要件を満たしていることを確認しました。以上のように、要件をすべて満たしていることから、相続税納税猶予の適格者として適正相当と判断いたします。

委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

三本木直人委員 猶予の制度についてなのですが。

猶予というのは、相続税を払わなくていいということなのか。

それと相続猶予を、その次の人が亡くなった時は、農業を営んでいて要件を満たしていればずっと払わなくていいのか。

あともう一つ、猶予を受けたら、その人が一筆でも売れば、遡って払うということなのか。

お聞かせ願いたいです。

事務局 相続税につきましては、評価のうえ税務署で決定するのですが、一定額を除いては支払いが猶予されるという制度です。

猶予を受けた相続人の方が農業を続けている間は、猶予が継続されるのですが、相続人の方が亡くなった時点で猶予されていた税金は免除されるという制度になっています。ただ、また次なる段階で相続が発生しますので、その際にはまた相続税の納税猶予を次の相続人の方が引き継ぎ受けていくのかどうかというのを選んでいただいて手続きしていただく。よって、ずっと農業を続けていくということであれば、ずっと猶予が受けられるということになります。

遡って払うという件につきましては、農業を続けるというのが大前提となっていて、処分した場合には面積にもよりますが処分した部分について課税され、猶予されているだけなので、利子税なども上乗せされて課税されると思われま

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本誠治委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員 議案第9号、番号1番について報告します。

農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的、安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社等の農地利用集積円滑化団体が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。

申出の内容は議案書記載のとおりです。

現地調査は、8月20日、午前11時25分頃に行いました。

申出地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約500メートルに位置しています。

申出に至った経緯は、相続で受けた農地で有効に利用してほしいと今回の申請に至りました。現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。

地元調査員、調査班ともに優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本誠治委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書18ページから19ページが「利用権設定関係」の案件で8件、合計面積は145,067.85平方メートルとなります。

続いて20ページから21ページが「所有権移転関係」の案件で7件、面積は70,130平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案10号は原案の通り決定しました。

次に、議案第11号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案11号は事務局提案のとおり決定することに決しました。
慎重審議いただきありがとうございました。
これもちまして、那須塩原市農業委員会第2回総会を閉会いたします。